

保育 8月から家庭的保育事業が始まりました

☎ 福祉課 保育所係 ☎(232)4913

町では、昨年度から家庭的保育事業の実施に向けて準備を進め、町で第1号となる家庭的保育室が8月1日に開室しました。
また、今年度中にはさらに1室が開室予定で、0歳から2歳児の待機児童の解消策として期待しています。

家庭的保育室シェ・ヌヌ 少人数で丁寧な関わり

町の家庭的保育室第一号となった「シェ・ヌヌ」は、三里木区にあります。「シェ・ヌヌ」はフランス語で「保育士の家」という意味。フランスでの滞在経験もある同室の家庭的保育者※1が、ベビーシッターによる家庭での保育が一般的な同国の保育事情に影響を受け、名付けたものです。

建物は2階建ての一軒家で、1階を保育室専用スペースとして使用しています。すぐ近くには公園もあり、児童が外遊びをするスペースも確保しています。

現在、この保育室を利用する児童は1・2歳児の計3人。家庭的保育補助者※2を雇うことができれば、5人まで預かることができます。シェ・ヌヌの利用者からは「アットホームな雰囲気子どもに合っ

ている」「家に帰った後、子どもが落ち着いている」などの声が聞かれ、好評です。

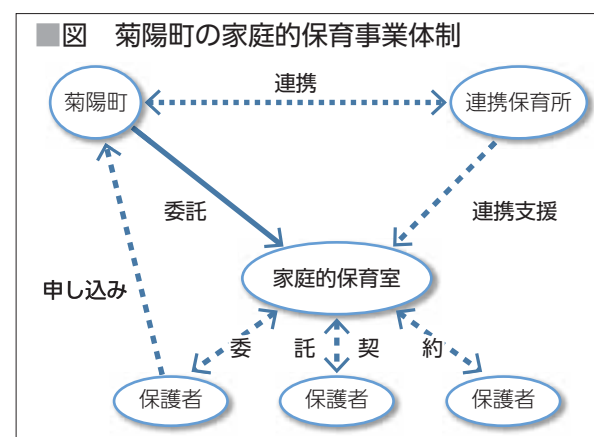
同保育者は「乳幼児期の児童は大人からゆっくり関わってもらうことが特に必要です。シェ・ヌヌは家庭で過ごすような雰囲気の中、時間や行事に追われず、個々に合わせた少人数ならではの丁寧な関わりを目指します」と話しています。

認可外保育施設との違い 町が設置・運営をサポート

同室は認可外保育施設に分類されますが、町が設置・運営に全面的に関わるという点が異なります。事業を開始する時は、菊陽町の家庭的保育事業体制(下図)のとおり同保育者と町が委託契約を結びます。

認可保育所への入所申し込みで同室への申し込みに代えるため、利用者は直接申し込みをする必要はありません。町が同室の利用あっせんを

行い、承諾が得られれば利用者と同保育者で委託契約を結びます。
同室の運営は、国の基準に基づき町が定めた基準などで行われます。同室の運営に問題があれば、町が直接指導を行います。
同室の利用対象年齢は0歳～2歳です。在籍中の児童が年度途中で3歳になった場合は、当該年度末までは利用することができます。3歳以降は、認可保育所などに転園することになります。転園しやすいよう入所選考基準で加点を行います。



認可保育所がサポート 連携保育所との関係

同室には必ず連携保育所を置きま

午前8時30分 開室・入室



利用者は子どもと一緒に都合のいい時間に入室。利用者は出勤します



部屋の玩具で元気いっぱい遊びます

午前10時 水遊び



夏是水遊び

午前11時30分 昼食



昼食は、保育ママの手作り給食

午後4時30分 順次退室



利用者の勤務時間で退室時間は違います。迎えが遅くなるときは延長保育で迎えを待ちます



家庭的な雰囲気なのでみんな本当の姉妹のように仲良しです

午後3時 おもちゃ遊び



昼寝の後はみんなで楽しく遊びます



午前中いっぱい遊んだので、ぐっすり眠ります

午後0時30分 絵本読み聞かせ



絵本の読み聞かせに興味津々の子どもたち



手作りでとってもおいしい

家庭的保育室 シェ・ヌヌ

- 定員 3人(家庭的保育補助者が雇用できれば5人)
- 開室時間 午前8時30分～午後7時
- 保育時間 午前8時30分～午後4時30分
- 延長保育時間 午後7時まで
- 休室日 土・日・祝日、12月29日～翌年1月3日
- 保育料など 利用者の所得などに応じ算定。支払いは、保育ママに直接行います。ただし、保育料には給食費やオムツ代などは含みません。
- 給食費 1ヵ月 5,000円
- 延長保育料 30分ごと300円(30分未満300円、60分未満600円)

シェ・ヌヌのとある1日

- 午前8時30分 開室・入室
- 午前10時 自由遊び、おもちゃ遊び
手遊び、絵本読み聞かせなど
朝のおやつ
- 午前11時30分 水遊び、散歩など
- 午後0時30分 昼食
- 午後3時 絵本読み聞かせ
昼寝
おやつ
- 午後4時30分 おもちゃ遊び、散歩など
順次退室

す。連携保育所には同室担当の保育士がいます。この保育士が、同保育者との相談や児童との関係づくりを行うため、週に1回程度、同室を訪問します。同保育者が病気などで児童を預かることができない時は、連携保育所などで児童を預かります。また、児童に集団保育を体験させるため、月1回程度、連携保育所を訪問する機会があります。

保育料は町基準で計算 給食費などの別途負担あり

運営費は、町からの委託料と利用者からの保育料などで賄われます。保育料は、認可保育所の保育料の算定方法に準じて、町が定めています。利用世帯ごとの前年度の所得税額や住民税の課税状況に応じ、保育料は異なりますが、金額は認可保育所の保育料と比べ安くなっています。ただし、保育料とは別に給食費などを負担する必要があります。利用者は同保育者に保育料などを直接支払うことになります。

■家庭的保育者とは(※1)

保育士資格を持ち、定められた研修を受け、町から認定を受けた人です。

■家庭的保育補助者とは(※2)

家庭的保育者を補助する人で、保育士資格は必要ありませんが、定められた研修を受ける必要があります。